

公示番号：160391

国名：マラウイ

担当部署：農村開発部 農業・農村開発第二グループ 第三チーム

案件名：市場指向の園芸作物推進プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年7月中旬から2016年9月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.77M/M、合計 1.27M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	23日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月22日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)をご覧ください。
なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年7月5日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 12点
 - ③語学力 15点
 - ④その他学位、資格等 15点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	マラウイ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
特になし。
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

マラウイでは、農業セクターは国内総生産（GDP）の約 39%を占める基幹産業である。農業従事者は総労働人口の約 80%を占め、国民の大多数が農業により生計を立てている。これまでマラウイの農業セクターにおける支援は、食料安全保障面に重点が置かれてきた。2004～2005 年の食料危機を機に農業投入財補助金制度（FISP）が国家予算の約 10%、農業省予算の約 80%を投入して大規模な国家プログラムとして実施されており、また我が国や他ドナー（世界銀行、欧州連合、アフリカ開発銀行など）から灌漑農業支援が実施されてきた。結果、2005 年以降農業生産は増加傾向にあり、特に穀類については食料自給率 100%を達成している。

マラウイ政府は食料安全保障を最重要課題とする一方、商業的農業・市場開発も重点分野として掲げている。小規模農家は自給用にメイズを生産し、換金作物としては落花生やタバコの生産に偏重しており、これらの農産物の収益性は低いことから、農産物の多様化やより収益性の高い換金作物栽培の推進を以って小規模農家の生計の向上を達成することが求められている。また、もとより高い人口密度及び急速な人口の増加に伴い、一人当たりの可耕地面積は減少傾向にある。農業従事者の 90%は所有地 2ha 以下の小規模農家であり、一人あたりの平均可耕地面積は 0.23ha であることから、単位面積当たりの収益を高めていくことが喫緊の課題となっている。

そのため、これまでいくつかのドナーから農業・灌漑・水開発省職員に対して商業的農業促進のための支援が実施されてきた。しかしながら、前述の FISP の施行によりこれまで農業分野の予算の多くが種子や肥料など農業資材の配布に配分されてきたことから、同省の職員の商業的農業に関し農家に指導する能力・経験は乏しく、十分に普及サービスが提供されるに至っておらず、農業が小規模農家の収入改善に資する状況には至っていない。上記の背景から、今後同省職員の商業的農業に関する普及サービスを実施していくための能力強化が必要となっている。

マラウイ政府は、農業分野での投資枠組みとして採択した農業セクターワイドアプローチ（ASWAp）の下、重点分野の一つとして商業的農業・市場開発を挙げ、これを支える支援サービスとして「技術開発・普及」と「組織強化・能力向上」を課題としている。

これに対し、我が国は対マラウイ国別援助方針において、「深刻な貧困からの脱却のための支援」を援助の基本方針に据え、「農業・鉱業などの産業育成のための基盤整備」を援助重点分野とし、長期的視野に立って行政における人材育成と組織能力強化を重視している。

更に、2013 年に開催された第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）においても重点方針とされた「自給自足から儲かる農業への転換（SHEP アプローチ¹）」の広域化の枠組みで実施している研修に、マラウイも参加しており、SHEP アプローチを取り入れたパイロット活動を主体的に進めている。

かかる状況の下、マラウイ農業・灌漑・水開発省は、同省職員の商業的農業に関する普及サービスを実施していくための能力強化を以って小規模園芸農家の市場対応能力を強化し、農家の収入向上を図るべく、我が国に対し、「市場指向の園芸作物推進プロジェクト」（以下、本プロジェクト）の実施を要請した。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトについて、マラウイ側関係機関との協議、現地調査を通じての協力要請の背景及び内容の確認、必要な情報・資料の収集・分析、協力計画の策定を目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2016 年 7 月中旬～下旬）

①要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）し、担当分野に係

¹ 当機構はケニアにおいて小規模園芸農家を対象に、市場志向型の農業普及を目指す技術協力プロジェクト「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト（SHEP、2006-2009 年）」および「小規模園芸農人組織強化・振興ユニットプロジェクト（SHEP UP、2010-2015 年）」を実施してきたが、両プロジェクトでは、農家に「作ってから売る」から「売るために作る」への意識改革を起し、それを農家自ら実践するための各種支援活動を行った結果、対象農民の所得向上という成果を上げている。このケニアで成果をあげている手法や考え方を SHEP アプローチと呼んでいる。

る調査計画・方針（案）の検討を行う。

- ②現地調査で収集すべき情報および調査方法を検討した上で、必要に応じカウンターパート機関（農業・灌漑・水開発省）に対する質問票（案）（英文）を作成し、JICA マラウイ事務所等を通して配布する。
- ③調査方針及び収集した情報等を踏まえ、PDM（Project Design Matrix）（案）、PO（Plan of Operations）（案）及び事前評価表（案）の担当分野の関連部分を検討する。
- ④調査団事前打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2016年7月下旬～8月中旬）

- ①JICA マラウイ事務所等との打合せに参加する。
- ②マラウイ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。
- ③質問票回収やインタビューを通じて、担当分野に係る以下の情報・資料の収集を行い、他の調査団員や当機構関係者に共有する。
 - a. 開発計画および農業・農村開発関連政策における本プロジェクトの位置づけ
 - b. 先方関係機関、特に実施機関の組織体制（人員、予算、所管事項、業務内容等）と関連する法制度
 - c. 農家グループの生産状況、生産・マーケティングにおける課題、活動内容
 - d. 関連セクターにおける他ドナー・機関の援助動向、内容及び結果
 - e. 関連セクターにおける市場関係者の動向、課題
- ④評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、結果を取りまとめる。
- ⑤収集資料の整理・分析、資料のリスト作成、質問票回答の取りまとめを行う。
- ⑥プロジェクト開始までのスケジュール、先方負担事項及びプロジェクト開始までに双方が取るべき措置についての検討に協力する。
- ⑦調査結果及びマラウイ側との協議・調査団内協議結果を取りまとめ、PDM案、PO案、事業事前評価表（案）（いずれも和文、英文）を修正する。
- ⑧マラウイ側と締結するM/M (Minutes of Meeting)案、R/D (Record of Discussions)案（いずれも英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果のJICA マラウイ事務所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2016年8月中旬～9月上旬）

- ①団員コメントを参考にし、事業事前評価表（案）（和文、英文）の修正作業を行う。
- ②帰国報告会、国内打ち合わせに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成し、全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）、（2）とする。

- （1）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- （2）事業事前評価表（修正案）（和文、英文）

上記（1）、（2）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます。（見積書に計上してください。）

航空経路は、日本ーヨハネスブルグーマラウイを標準経路とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年7月23日～2016年8月14日を予定しています。
本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 市場志向型農業 (JICA)
- ウ) 園芸作物栽培 (JICA)
- エ) 協力企画 (JICA)
- オ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAマラウイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
JICAが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第三チーム (TEL:03-5226-8438) にて配布します。

- ・プロジェクトの要請書
- ・「マラウイ国 農業政策モニタリング評価」業務完了報告書

②本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・SHEPアプローチに係る調査研究結果 (『ケニア共和国 小規模園芸農民組織強化計画プロジェクトを事例とした市場志向型農業開発プロジェクト実施に係る情報収集・確認調査報告書』)

(http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12247334.pdf)

- ・「マラウイ国 小規模灌漑開発技術協力プロジェクト」案件概要表
(<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/SearchResultView/E2302477D7B7EF86492575D10035E1F5?OpenDocument>)
- ・「マラウイ国 小規模灌漑開発技術協力プロジェクト」中間レビュー
(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2007_0604838_2_s.pdf)
- ・「マラウイ国 小規模灌漑開発技術協力プロジェクト」終了時評価
(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008_0604838_3_s.pdf)
- ・「マラウイ国 小規模灌漑開発技術協力プロジェクト」事後評価報告書
(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_0604838_4_f.pdf)
- ・「マラウイ国 中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト」案件概要表
(<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/SearchResultView/8B1363EF22B08B2749257DD30079D816?OpenDocument>)

(3) その他

- ①市場志向型農業の案件形成における留意点をプロポーザルで提案してください。
- ②計画策定業務の経験があることが望ましい。
- ③業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ④現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAマラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ⑤本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上